個人情報の収集及び目的外利用についての答 申

平成22年2月23日 西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の取扱いについて、審議会の了解 を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 各債権の担当部署から徴収事務の案件を新たに設置する債権徴収組織 (以下「債権回収対策担当」という。) に引き継ぐに当たり、市の有する当 該債権に係る債務の履行を行わない者(以下「滞納者」という。) について 未収債権に関する個人情報を、担当部署から債権回収対策担当及び選定委 員会に提供する。
- (2) 選定委員会において滞納者の個人情報を名寄せして審査し、引き継ぐ事案を選定する。
- (3) 選定された事案について、債権回収対策担当で個人情報を集約した個人 台帳を作成し、徴収事務に当たる。
- (4) 債権回収対策担当による引継ぎ事案の徴収事務の完結後、債権回収対策 担当の調査等により新たに収集した個人情報を追加して担当部署に事案を 返還する。

第2 債権の種類

諮問のあった債権回収対策担当において取り扱う債権の種類は、次のとおりである。

- 1 公債権
 - (1) 市税
 - (2) 国民健康保険料·国民健康保険税
 - (3) 後期高齢者医療保険料
 - (4) 介護保険料
 - (5) 保育料
- 2 私債権
 - (1) 学童クラブ育成料・間食費
 - (2) 建物貸付収入
 - (3) 代替店舗ビル管理費
 - (4) 代替店舗ビル共益費受入金

第3 個人情報の種類

債権回収対策担当及び選定委員会において取り扱う個人情報の種類は、次のとおりである。

- (1) 氏名
- (2) 性別

- (3) 生年月日及び年齢
- (4) 住所又は居所
- (5) 連絡先(電話番号)
- (6) 家族構成及び同居状況
- (7) 勤務先名称及び所在
- (8) 賦課額、未納期別、未納額及び納付状況
- (9) 交渉経過及び処分状況等

第4 審議会の結論

審議会は、諮問のあった債権回収対策担当の設置に伴う個人情報の収集及び目的外利用並びに本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

- (1) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外利用することについて 新たに設置する債権回収対策担当は、市が定める基準に該当する滞納者 について、第2に掲げる債権の未収に関する情報を集約した個人台帳を作 成し、一括して徴収事務を行うこととなる。そのために第3に掲げる滞納 者に係る個人情報を、債権回収対策担当及び選定委員会が本人以外のもの から収集すること(西東京市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 8条第2項第5号の例外に該当すること。)及び市の実施機関内部(第2に 掲げる債権の所管部署及び債権回収対策担当)が目的外利用すること(条 例第10条第2項第4号の例外に該当すること。)を、いずれも認める。た だし、次の要件を満たすことを条件とする。
 - ① 地方税法等の法令の守秘義務を厳守すること。
 - ② 滞納者の個人情報を濫用しないこと。
 - ③ 市の組織内に債権回収対策担当を設置することの市民周知を徹底すること。
- (2) 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて本人以外のものからの個人情報の収集及び市の実施機関内部での目的外利用に係る本人への通知について、次に掲げる場合において行わないこと(条例第8条第3項及び第10条第3項の各例外に該当すること。)を認める。
 - ① 債権回収対策担当が徴収事務の終了した引継ぎ事案の報告を選定委員 会に対して行う場合
 - ② 徴収事務の終了した引継ぎ事案(未納が解消された事案に限る。)を債権回収対策担当から所管部署に返還する場合

第5 審議会の判断理由

審議会は、新たに設置する債権回収対策担当の個人情報の収集及び当該個人情報の取扱い並びに所管部署から債権回収対策担当への個人情報の提供に関して、次の項目につき実施機関に意見及び資料を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の本人からの直接収集の例外及び市の実施機関内部での目的外 利用について

(1) 公益性

市が新たに設置する債権回収対策担当は、滞納者について、各部署に おいてそれぞれが保管する個人情報を名寄せして個人台帳を作成し、そ れを活用して徴収活動を行うこととなる。

この組織の設置目的は、市民の生活の現状に即して強制執行や徴収猶 予などを適切に行い、「徴収の強化」と「公平性の確保」を図ることにあ る。滞納を放置してしまうと、財政を圧迫し、結果的にその他の善良な 納税者等の負担となることから、市民負担の公平性を損なうこととなる。 公平性を確保するために、市が保有する個人情報を効果的に活用して徴 収を強化することには公益性が認められると判断した。

(2) 必要性

徴収率の向上、滞納額の削減は、市財政の運営及び市民負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。徴収率を向上させ、滞納額を削減するには、各債権を所管するそれぞれの部署において限られた情報を基に徴収活動を行っている現状に工夫を凝らす必要がある。よって、滞納者の置かれている状況を総合的に把握し、新たに設置する債権回収対策担当が一括して納付交渉等の徴収活動を行うために滞納者の個人情報を一本化することには、財源確保及び市民負担の公平性の確保のための必要性が認められる。

(3) 市の個人情報の管理体制等

個人情報の管理については、条例第3条に実施機関の職員の責務規定があり、職員がこの禁止事項に抵触する行為を行った場合、市の服務規程、 条例、地方公務員法、地方税法その他関係法令の罰則の規定の適用を受けることとなる。

今回債権回収対策担当による徴収の対象となる滞納者の個人情報の取扱いについて、人的セキュリティ対策としては、当該個人情報は任命により債権回収対策担当に配属された職員及び選定委員会の委員に限り取り扱うことができるものとし、納税課長が管理責任者となることなどの説明を受けた。また、物理的セキュリティ対策としては、当該滞納者情

報については納税課において鍵つきのロッカーに保管することとし、電子情報については庁内のネットワークサーバーに保管される旨の説明を受けた。当該ネットワークサーバーについては、庁外の他の組織のコンピュータとは接続していないので、流出の危険性はないとの説明があった。また、庁内の各システムに保管されている情報については、アクセスを許可された職員に対してシステムごとにパスワードを発行するなどして、不正なアクセスを防止する対策をとっていること及びアクセスの履歴の確認ができるとの説明を受けた。これらの説明から、市の当該滞納者の個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

2 収集及び目的外利用したことを本人へ通知しないことについて 諮問において示された滞納者の個人情報の流れのうち、収集及び目的外 利用したことを本人へ通知しないのは、第4(2)①及び②に掲げる場合であ る。それ以外の個人情報の流れにおいては、事案の引継ぎ時において、当 該滞納者に対して事案の移行に伴う個人情報の提供・収集がある旨の通知 を出すこととなる。

審議会は、第4(2)①及び②に掲げる場合の本人への通知については、完 結前までの徴収活動において既に当該事案に係る通知は本人あてに送られ ていることから、行わないことについて妥当であると判断した。

第6 附帯意見

本答申を出すに当たり市に対して次の意見を添える。

- (1) 公債権と私債権では徴収の根拠や守秘義務の根拠が異なっている。徴収活動や納付交渉において、収集した個人情報を有効活用すると同時に、各法令で課せられた守秘義務の及ぶ範囲を超えた利用の無いよう注意することを求める。特に、公債権の徴収根拠となる地方税法等の法令に基づく調査権限により収集した情報を、私債権の納付交渉において積極的に利用することは法令上認められないので、交渉場面において地方税法第22条に規定する守秘義務違反のないよう厳格な運用を図ることを求める。
- (2) 今回債権回収対策担当による徴収の対象となる滞納者の個人情報については、債権の徴収活動においてのみ利用することとし、くれぐれも収集・利用目的の範囲を超えて濫用することのないように、条例の遵守を求める。
- (3) 市の組織内に債権回収対策担当を設置することについては、市民に予告なく活動を始めることのないように市のホームページ、市報等の広報媒体を使って事前の市民周知の徹底を求める。

- (4) 債権回収対策担当へ引き継ぐ事案は、資力があるにもかかわらず、納付交渉に応じないなどの案件であるとの説明を受けた。今後、引継ぎ事案の選定基準を作成するに当たり選定結果に不公平が生じないような明確な内容とすることを求める。
- (5) 滞納者の個人台帳を作成するために収集・目的外利用をする個人情報には、氏名、性別、年齢、住所等のほかに、財産、収入、負債状況等まで含まれており、通常の個人情報と比較しても、非常に秘匿性が高い内容のものである。このような情報が流出した場合は、犯罪にも悪用されかねないことから、絶対に流出・漏えいがあってはならない。近時、情報流出事故が頻発しているが、万一、情報流出事故があった場合、被害は甚大であり、一度流出した情報の回復は不可能である。したがって、市に情報流出に対する危機意識を強く持つこと及び情報の管理体制を徹底することを求める。

第7 その他

1 債権回収対策担当の設置に係る滞納者の個人情報の取扱いについては、 本答申をもって本審議会としての意見をあらかじめ示したことになる。した がって、今後、新たに市長が債権回収対策担当において取り扱う債権の種類 を追加した場合は、本審議会への報告事項とする。

なお、追加した債権の徴収に当たっては、本答申の趣旨を十分に斟酌 して個人情報の取扱いについては慎重を期し、濫用のないことを求める。

2 審議会は、徴収活動において必要な滞納者の預貯金、不動産等の保有資産に関する「財産等の状況」についても本答申により債権回収対策担当及び選定委員会が収集・目的外利用をすることを認める。

第8 審議経過

審議会の開催日	内容
平成22年1月22日	諮問及び審議
平成22年2月12日	審議
平成22年2月22日	審議
平成22年2月23日	答申

以上